

公益社団法人大阪社会福祉士会 理事運営会議規程

(設 置)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）理事会の審議の効率を図り、あわせて本会の業務執行を円滑に推進するため、理事会のもとに理事運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(構成員)

第2条 運営会議の構成員は、会長、副会長及び本会会員の理事とする。

(協議事項)

第3条 運営会議は、本会理事会規程第4条第1項及び第6条第1項に定めるもののほか、次の各号の事項を協議し決定することができる。

- (1) 理事会において運営会議に委任された事項
 - (2) 業務の執行に関する事項のうち日常的又は比較的軽微と認められる事項
 - (3) その他会長が運営会議に付議する必要があると認める事項
- 2 前項のうち、第2号及び第3号の協議結果については、事後に開催される理事会において報告し、承諾を得なければならない。

(開 催)

第4条 運営会議は、2ヶ月に1回定例日を定め、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の運営会議を開催することができる。

- 2 運営会議は、その構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営会議の議長には、会長があたる。
- 4 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認める場合は運営会議に構成員以外の者を出席させ、付議事項についての説明又は意見を述べさせることができる。

(庶 務)

第5条 召集の連絡、付議事項の整理等の運営会議に係わる庶務は、事務局が行う。

- 2 事務局は、運営会議の議事録を作成し保管する。

(実施細目)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会運営会議規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会運営会議規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。